

海部の漁業史考

中 林 幸 夫

(会員・香川県綾歌郡国分寺町)

私が対馬巖原海上保安部に勤務していた昭和三十年頃、秋になると二〜三トンの一人乗り小型漁船が何百隻となく対馬に来て、朝鮮近海に出漁し、ふぐ・鯛等のはえなわ漁をしていた。

船籍は、遠くは和歌山・四国・九州からのものが多く、小山のようなうねりの中で操業しているのには驚くとともに、その勇氣に感心させられた。

また、その頃は朝鮮近海には季承晩ラインと言うのがあり、韓国警備船に日本漁船が多数拿捕され、長年抑留されるといふ悲劇も発生していた。

小型漁船の拿捕は連絡方法がないたため拿捕された事実がわからず、かつ長期間の出漁であるため遭難したのではないかと心配されることもしばしばあった。

佐伯史談第一六〇号、住吉大社の寄進灯籠に豊後佐伯領四二浦の記名、第一六三号では大阪住吉大社石灯籠に刻名されている晞干浦石田一統と同浦地藏庵の墓碑について(野々下晃氏)の記事を読んで、荒れ狂う波濤の玄海灘や朝鮮周辺海域に、明治時代以前の昔から佐伯の小型漁船が出漁していたことには驚きであった。

記録によれば、船長約三丈(約一〇^{トイ})ほどの無動力の櫓船で、数百キロから数千キロに及ぶ遠距離の地に出漁していたというから、今日では想像できないことである。

今なら朝鮮周辺まで櫓船で行くことは大ニュースで、新聞・テレビをにぎわすであろう。

航海術もさることながら、その勇氣には驚く。

記事文中、出漁漁船は小引網とのことであるので、漁具に関する書物等を調べたが掲載がなかった。

大分県佐伯南郡振興局が平成三年発行の「豊後大島の釣漁業」と題する小冊子に、小引網には地曳網と船曳網があり、網代の場所やその地形にあった漁具が使用されていたようである。

遠浅の砂浜のない大島では船曳網が行われていた。漁

獲物はいわし・さば等で船曳網船団は、二隻の網船・運搬船と指揮をとる小舟で構成され、一隻に八〜十人の網子が乗っていたとある。

いわし・さばを捕るために、朝鮮周辺まで出漁したとは考えられない。

昭和三十年代、臼杵の突棒船が対馬周辺で活躍していたが、漁種はかじまぐろのみであり、無動力船では無理であった。

小冊子中に鱒曳漁船が大正末頃、三陸・五島・杵岐・対馬に出漁していたとあるから、このての曳網漁船であると思われる。



鱒漁(一本釣り)(『熊本県漁業誌』)

鱒は大方ではサゴシ、四国ではサワラ、鮪は大方ではヨコワとかシビ、四国ではマグロと呼ばれている。

話はそれるが、物の名称の呼び方の違いで法律を誤解していたため、違反を知らず捕ま

った者は罪にならないと言っているのである。

大学で法律を勉強した人は、刑法論の中で法律の錯誤を教わる時、「ムササビ・モマ」事件、「ムジナ・タヌキ」事件の判例があり、この解釈によって無罪になったり有罪になったりする。

漁業関係では一つのものに名称が二つも三つもあつたり、また、漁師や専門家にはわかっても、一般人には見わけがつかない似たものがいっぱいある。

よく密漁事件でアワビを捕つたと言つと、漁師はトコブシだと言う。

それは県の漁業調整規則という法律に、体長一〇センチ以下のアワビは捕つてはならないとあつてもトコブシにはなく、また、アワビには禁止期間があつてもトコブシにはないのである。

アワビとトコブシの違いは専門家にはわかるが、素人にはわからない。カレイとヒラメの両方を出されて、素人にはどちらがカレイかわからないのと同じである。

南郡で多い密漁にモジャコというのがある。これは、正式には一五センチ以下のブリは捕つてはならないという規則で、ブリの稚魚を捕るためには、県知事から特別採捕

の許可を貰わなくてはならない。ここで問題となるのがカンパチと言う魚である。成魚になるとブリとカンパチの違いは見わけがつくが、稚魚のときはなかなか見わけがつかない。

そんなこと言ったら魚には同じように見えて呼び方の違うもの、呼び方が違って同じものがいっぱいある。

サザエだつてとげのあるものとなないもの、だいたい魚介類と書くこと事態ややこしい。何故魚貝類と書かないのか、介とは辞書で引くと貝殻とある。貝ではなく殻なのである。

小型漁船に乗って釣りに行くとき、漁業者には許されて、一般人には許されないこともある。それは適用される法律が違うからである。(漁船には漁船法、一般人には船舶安全法)

漁業に関する法律や規則は昔から多いが、これがまたややこしい。漁業権という権利である。昔からよそ者が来て漁をしたという事で紛争が起る。

しかし考えてみると海は本当は誰のものでもなく国民のものである。いや公海といって世界のどこのものでもないところもある。これが領海と公海である。

史談第一六三号の石田主計氏方から発見された朝鮮元号、光武五年(明治三十六年)に釜山通商事務阿(所)より発給された「釜山海關遵照允准日本漁船捕魚執照」という許可証の中の捕魚許可領域は、全羅・慶尚・江原・咸鐘地方海浜三里(以下印刷が不明で判読できないがほん訳では、日本に換算三十里となっている)となっている。日本の三十里といえは、一里四キロとして二二〇キロになる。そんなに広い海域を領域と考えるのはおかしいと思う。

一九世紀の領海は各国殆んどが三海里で、これは大砲の着弾距離が三海里であることからきていた。(一海里は一、八五二メートル)

現在の国際法では領海は一二海里で、我国は昭和五十二年五月二日、領海法で一二海里(二二、一二四メートル)とした。

この許可証の年号が光武五年(明治三十六年一九〇三)であることから、この頃の事情を調べてみると

明治八年(一八七五)日本は軍艦雲揚(約二五〇トン)

を韓国西岸の江華島近海に出動させ、江華島の要塞、草芝鎮と永島の永島鎮と交戦、攻撃して

韓国側は死者二十五人をだした。

明治九年（一八七六）江華島条約として日朝修好条規、

日朝通商章程を締結

明治二十三年（一八九〇）日本朝鮮両国通漁規則を締結

明治三十七年（一九〇四）第一次日韓協約

明治三十八年（一九〇五）第二次日韓協約、日韓保護条

約を締結、統監府を設置し、初代統監に伊藤博文がなる。

明治四十年（一九〇七）第三次日韓協約を強要して日本

が実権を握る。

明治四十三年（一九一〇）日韓併合なる。

このように日本は韓国併合による植民地政策に動いていた。当時の記録によれば、明治三十九年に日本漁船三一二九隻、明治四十三年に三九六〇隻が朝鮮近海に出漁していたとある。これら漁船は西日本の各県からのもので、政策的なものであったかもしれない。

許可証の所有者石田主計さんといえは、去年まで県南漁連の会長と佐伯魚市場の社長を勤めていた方であることから、つくづく血筋はあらそえないものと思つた。

漁業権の続きであるが、昔は殿様が漁民に与えたもの

もあつたが、海を土地のように買った漁民はいない。が今海を売る漁民はある。それは漁業権の放棄である。海は高い価値がある。放棄が莫大な金になるなら昔から海を通行していた船舶関係者、浜辺で貝掘りをしたり泳いだりしていた者にも同じ権利があつてよいはずである。

現代の法律でも矛盾だらけであるから、昔の法律や掟には、さぞかし解釈のむづかしいものが多かつたと思える。昔は世襲の世の中で、出世ができない者でも養子に行けば殿様にもなれた。

山クジラと言つて肉を食い、般若湯と言つて酒を飲んだ僧侶もいた。

政治と法律くらい解釈でどうにでもなるものはない。江戸時代、小引網でイワシを大量に捕つたことで、殿様も浦々の人も生活が潤つたことはよいことであつた。捕つたイワシは殆んどが綿花・稲作・藍等の肥料として使われていたといわれているが、最初、誰がイワシが肥料になると思つたのだろう。このいきさつはまだ聞いたことがない。

今回は少し愚考が過ぎたと反省しております。

初夏の波 海豚は負けじ 癒に見ゆ